

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等に係る管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、事業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)を適正に管理及び処理すること、並びにポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「PCB使用製品」という。)を廃棄すること等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)その他の法令及び条例等で定められているもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、廃棄物処理法及びPCB特別措置法の例による。

(事業者に対する指導)

第3条 知事は、保管事業者及び所有事業者に対し、環境汚染の未然防止の観点からPCB廃棄物及びPCB使用製品(以下「PCB廃棄物等」という。)の紛失、飛散及び流出等が生じないように、適正に管理するとともに、処分期間内の早期に計画的な処分を行うよう指導するものとする。

2 知事は、所有事業者に対して、使用中のPCB使用製品を計画的に廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう指導するものとする。

(自主点検の実施)

第4条 知事は、保管事業者に対して、6ヶ月に1回以上の自主点検を行うよう指導するものとする。

2 前項の点検結果については、様式第1号に記載し、PCB特別措置法第8条(第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む)に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書とともに知事に報告するよう求めるものとする。

(保管開始届出書)

第5条 PCB廃棄物を保管していない事業場において、PCB使用製品の廃棄等により、新たにPCB廃棄物の保管を開始することとなった事業場を設置する事業者は、当該保管事業場ごとに、PCB廃棄物保管開始届出書を知事に提出するものとする。ただし知事が、PCB特別措置法第16条に基づく承継届、その他の届出により既に報告を受けた場合など、当該保管開始届出書を要しないと認めた時は、この限りでない。

なお、掘り起こし調査等により判明した廃棄物等の保管を新たに行うこととなった場合等には、保管開始届出書によらずPCB特別措置法に基づく届出を速やかに行うよう指導するものとする。

(譲渡し及び譲受け)

第6条 知事は、PCB特別措置法施行規則第26条第1項第5号及び第6号に基づき、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行おうとする者に対して、事前に、協議を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定による協議は、譲渡し及び譲受けを行おうとする者（前保管事業者が不存在又は覚知できない場合には、譲受けを行う者）が様式第2号による協議書に、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して、知事に提出することとする。

区 分	添付を求める書類
<p>1 PCB特別措置法施行規則第26条第1項第5号イに基づく譲渡し及び譲受け</p>	<p>1 試験研究又は処理施設における試運転の目的及び処理等の概要を記載した書類</p> <p>2 試験研究等の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</p> <p>3 前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用すること）を証する書類</p> <p>4 PCBが無償で譲渡されることを証する書類</p> <p>5 譲り受ける者の定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>6 譲り受ける者の役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>7 譲り受ける者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>8 譲り受ける者の、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>9 その他知事が必要とする書類</p> <p>10 PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者又は廃棄物処理法第15条の4の4に基づく認定を受けている者が譲り受ける場合にあっては5から8までの書類に代えて、当該許可又は認定に係る許可証又は認定書の写し</p>
<p>2 PCB特別措置法施行規則第26条第1項第5号ロ及びハに基づく譲渡し及び譲受け</p>	<p>1 試験研究又は処理施設における試運転の目的及び処理等の概要を記載した書類</p> <p>2 PCB廃棄物が無償で譲渡されることを証する書類</p> <p>3 その他知事が必要とする書類</p>
<p>3 PCB特別措置法施行規則第26条第1項第6号に基づく譲渡し及び譲受け</p>	<p>1 PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けに至った経緯を説明する書類</p> <p>2 譲り渡しを行う者が确实かつ適正にPCBを保管することができなくなったことを証する書類（前保管事業者が不存在又は覚知できない場合を除く。）</p> <p>3 譲り受ける者がPCB廃棄物を确实かつ適正に処理する能力を有することを証する書類</p> <p>4 譲り受けたPCB廃棄物の適正な保管及び処分を行うことを誓約する書面</p> <p>5 その他知事が必要とする書類</p>

(譲渡し及び譲受けの承認)

第7条 知事は、前条に基づく協議があり、PCB特別措置法施行規則第26条第1項第5号及び第6号に基づく譲渡し及び譲受けを認める場合には、様式第3号により協議者に対して、譲渡し及び譲受けを承認する旨を通知するものとする。

2 知事は、前条に基づく協議があり、PCB特別措置法施行規則第26条第1項第5号及び第6号に基づく譲渡し及び譲受けが認められないと判断した場合には、様式第4号により理由を付して協議者に対してPCBの譲渡し又は譲受けを承認しない旨を通知するものとする。

(PCB使用安定器の形状変更作業計画書等)

第8条 PCBが使用された安定器が廃棄物となったもの(以下「PCB使用安定器」という。)の形状の変更を行おうとする保管事業者は、事前に様式第5号により作業計画書を知事に提出するものとする。ただし、PCB使用安定器の積替保管に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者又はPCB使用安定器に係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して当該許可の場所で形状の変更を行わせる者についてはこの限りではない。

2 前項の作業計画書には次に掲げる書類を添付するものとする。

一 作業の実施場所を示す平面図(保管場所との位置関係及び次号に示す措置に供する設備の配置等がわかるもの。)

二 生活環境保全上の支障を防止するための措置(オイルパン、活性炭吸着装置付き局所排気装置、保護具、ウエス及び保管容器について、写真・製品パンフレット等により、規格や能力等を示すもの。)

三 業務に直接従事する者に直接の雇用関係にない者がある場合には、次の事項の記載がある契約書等

(1) 委託している業務の範囲、契約金額及びその内訳

(2) 保管事業者が業務従事者に対する個別の指揮監督権

(3) 保管事業者が定めた業務従事者が従事する業務の内容

(4) 保管事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合の業務従事者の変更権限

(5) 保管事業者と業務従事者を雇用する者との間での、法に定める排出事業者に係る責任関係

(6) PCB使用安定器に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者が保管事業者の保管事業場において、受託した収集運搬業務の一環として実施する場合にあっては(1)から(5)までの書類に代えて、当該許可に係る許可証の写し

3 第1項の作業計画書を提出した保管事業者は、作業(PCB濃度判定を含む。)終了後、速やかに様式第6号により作業実施報告書を知事に提出するものとする。

(特例処分期限日に係る届出の添付書類)

第9条 知事はPCB特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定による届出を行う者に対して、当該届出書に次に掲げる書類の添付を求めるものとする。

一 PCB特別措置法第10条に定める処分期間内に高濃度PCB廃棄物の処分を委託できない理由

二 特例処分期限日までに確実に処分を委託するために必要な資金の確保状況を示す書類

三 PCB廃棄物の搬出にあたり、工事が必要な場合には、着工から処理施設への搬入までの日程が示されている工程表

(事故時の届出)

第10条 知事は、保管事業者、所有事業者又は運搬を行った者に対して、保管中、使用中又は運搬中のPCB廃棄物等が環境中へ飛散及び流出する等の事故が発生した場合は、直ちに汚染の除去、適正保管その他の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要並びに事故の再発防止のための措置について、様式第7号により、知事に届けるよう求めるものとする。

2 当該届出を受理した総合振興局又は振興局（以下「振興局等」という。）は、この旨を遅滞なく、循環型社会推進課に報告するものとする。

(公表)

第11条 知事は、PCB特別措置法第9条及び施行規則第12条並びに第15条において読み替えて準用する法第9条及び施行規則第22条に基づき、事業者から提出のあった書類のうち副本について、届出書の提出を受けた振興局等において、毎年度8月1日から翌年7月31日（当該日が休日に当たる場合は「北海道の休日に関する条例」によるものとする。）まで、縦覧に供するものとする。

(報告徴収)

第12条 知事は、PCB特別措置法第24条（第19条において準用する場合を含む）に基づく報告徴収を行う場合には、令達文（様式第8号）を対象者に対し直接交付するものとし、直接交付することができない場合等は、配達証明扱いにより郵送するものとする。なお、報告徴収は原則として振興局等が行うものとするが、全道的な実施が必要な場合等には循環型社会推進課が行うことができるものとする。また、循環型社会推進課が報告徴収を行った場合には関係振興局等に、振興局等が行った場合には、循環型社会推進課に、令達文の写しを送付するものとする。

(協議)

第13条 振興局等が、前条の報告徴収に関する事務を行うときは、事前に、循環型社会推進課に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年(2006年)12月1日から施行する。

この要領は、平成23年(2011年)6月1日から施行する。

この要領は、平成26年(2014年)6月23日から施行する。

この要領は、令和元年(2019年)7月1日から施行する。

この要領は、令和2年(2020年)2月27日から施行する。